

教員免許状の有効期間確認ツール

【入力画面】

教員免許状 期限確認ツール

1) 質問

質問 1 現職教員かそうでないかお尋ねします。(現職教員とは、常勤、非常勤を問わず、教員として勤務している者を指します。)

- 現職教員の方
 現職教員ではない方

【本ツールの利用に当たっての留意事項】

- 生年月日は、和暦又は西暦で正確に入力してください。
 入力例：和暦入力→「平成21年2月1日」、「H21.2.1」 ※「元年」入力不可
 西暦入力→「2009/2/1」
- 臨時免許状の情報は入力しないでください。
- 和暦については、エクセルのバージョンによって新元号の表示が異なります。

2) 生年月日

生年月日

昭和42年4月5日

3) 所有免許状

番号	所有免許状			免許状授与日 (和暦又は西暦で入力) 例) 平成23年3月20日	有効期間の満了の日 (新免許状のみ記載) 例) 令和3年3月31日
	免許状の分類 例) 普通	免許状の学校種 例) 小学校教諭	免許状の種類 例) 1種		
	1	普通	高校教諭	2種	昭和63年3月31日
2	-	-	-	-	-
3	-	-	-	-	-
4	-	-	-	-	-
5	-	-	-	-	-
6	-	-	-	-	-
7	-	-	-	-	-
8	-	-	-	-	-
9	-	-	-	-	-
10	-	-	-	-	-

4) 延長（延期）の手続きを行った場合

証明日	延期後の修了確認期限 (延長後の有効期間の満了の日)
-	-

5) 免許状の更新又は免除を行った場合（旧免許状所持者が免許状の有効性を回復した場合を含む。）

証明日	次の修了確認期限 (次の有効期間の満了の日)
平成25年1月31日	令和5年3月31日

実行

教員免許状 期限確認結果

あなたの免許状は現在有効です。

修了確認期限（有効期間の満了の日）の2か月前までに免許状の更新手続きを行ってください。

修了確認期限（有効期間の満了の日）：令和5年3月31日

※なお、旧免許状を所持する現職教員で新たに免許状を取得された場合は、修了確認期限を延期することが可能です。延期を希望される現職教員の方は、上記の修了確認期限の2か月前までに、延期手続きを行ってください。

※教員免許更新制の概要については、右の文部科学省ホームページをご確認ください。

以下は入力情報に基づき、上記の期限確認結果を算出するために用いた情報一覧です。また、入力情報に基づく受講・申請期間も掲載しておりますのでご参照ください。なお、入力に漏れや間違いがあった場合、誤った期限・期間が表示されることがありますのでご注意ください。

また、ご自身が更新講習の受講対象者に該当するかどうか不明の場合は、「はじめに」の「■免許状更新講習受講申し込みに関する注意」をご確認ください。

現職教員

非現職教員

所有免許状

番号	所有免許状			免許状授与日	有効期間の満了日
	免許状の分類	免許状の学校種	免許状の種類		
1	普通	高校教諭	2種	昭和63年3月31日	-
2	-	-	-	-	-
3	-	-	-	-	-
4	-	-	-	-	-
5	-	-	-	-	-
6	-	-	-	-	-
7	-	-	-	-	-
8	-	-	-	-	-
9	-	-	-	-	-
10	-	-	-	-	-

新免許状

旧免許状

有効期間満了日

(修了確認期限)

-

上記の受講・申請期間

- ~ -

延長（延期）の情報

-

延期後の修了確認期限（延長後の有効期間の満了の日）

上記の受講・申請期間

- ~ -

更新又は免除の情報

令和5年3月31日

次の有効期間の満了の日（次の修了確認期限）

上記の受講・申請期間

令和3年2月1日 ~ 令和5年1月31日